

平成30年度 事業計画書

【事業活動方針】

暴力団追放のための効果的な広報啓発活動及び暴力団員による不当な要求行為の被害者等に対する救済・支援事業並びに暴力団排除活動への支援事業を推進する。

項 目	推 進 事 項
1 暴力団追放のための効果的な広報啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種広報啓発資料の作成と活用 ・ 屋外広告看板を活用した暴排広報の実施 ・ 行政機関・各種団体等との連携強化 ・ 暴追センター情報(Eメール)の積極的発信 ・ ホームページの充実 ・ 他機関主催のキャンペーンへの積極的参加
2 「暴力団追放府民大会」の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者・府民が積極的に参加する大会の実施 ・ 暴力追放運動功労者等の積極的な表彰と顕彰 ・ 暴排気運を醸成するための大会内容の充実
3 「暴力追放セミナー」の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者の要望に応えうる実践的セミナーの開催 ・ 部外講師による講演会の実施
4 暴力相談への的確な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ センターが行う暴力相談の積極的広報 ・ 相談者の立場に立ったきめ細かいアドバイスの実施 ・ 警察・他府県センターとの緊密な連携による情報の共有 ・ 相談委員の相談知識技能の向上 ・ 行政機関の相談窓口との連携 ・ 相談業務に付随して行う情報の適正な提供
5 適格団体としての暴力団事務所使用差止訴訟への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「適格センター制度」周知のための広報 ・ 警察、民暴委員会との連携による差止支援要請に対する的確な対応
6 警察及び大阪弁護士会民暴委員会との連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察、民暴委員会との意見・情報の交換及び警察への暴力相談事案の引継ぎの徹底 ・ 「無料弁護士相談」の普及広報 ・ 「訴訟支援制度」の積極的運用 ・ 行政対象暴力研究会への参加

項 目	推 進 事 項
7 「民事介入暴力特別相談所」の効果的な開設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「相談所開設」周知のための広報の実施 ・ 関係機関（警察・弁護士会等）との連携
8 離脱及び就労支援活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「大阪府暴力団離脱者支援対策連絡会」の効果的な運用 ・ 矯正機関及び警察と連携した離脱指導の実施
9 暴力団犯罪被害者救済支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察との連携による保護対策への迅速な支援 ・ 警察、民暴委員会との連携による支援活動の強化
10 地域暴排組織との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域暴排活動の活性化 ・ 暴力追放運動功労者等の積極的顕彰
11 職域暴排組織への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職域暴排協議会の設立支援 ・ 企業、行政が開催する暴排研修会等への積極的支援 ・ 暴力追放運動功労企業・団体の積極的顕彰
12 少年に対する暴力団の影響を排除する活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少年指導委員等に対する研修の実施 ・ 少年健全育成団体と連携した活動の推進 ・ 大阪府・大阪市青少年対策担当部局との連携
13 不当要求防止責任者講習の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「不当要求防止責任者講習」の内容の充実 ・ 講習を普及するための広報の実施
14 不当要求情報管理機関に対する援助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不当要求情報管理機関との情報の交換 ・ 援助要請への的確な対応
15 暴力団に関する資料の収集と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報資料の多角的な収集 ・ データベースの効果的な活用